

平成31年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成31年3月4日（月）
開会 午前10時00分 閉会 午前10時45分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 小西智恵子 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 6 議 事
 - (1) 議案第17号 京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について
 - (2) 議案第18号 京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について
 - (3) 議案第19号 京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について
 - (4) 議案第20号 京丹後市立学校管理運営規則及び京丹後市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則の一部改正について
 - (5) 議案第21号 京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について
 - (6) 議案第22号 京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について
 - (7) 議案第23号 京丹後市教育振興計画策定委員会設置要綱の一部改正について
- 7 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について
 - (2) 各課報告
 - <学校教育課・子ども未来課>
 - ① 3月学校行事予定について
 - ② 3月こども園・幼稚園・保育所行事予定について
- 8 会 議 録 別添のとおり（全15頁）

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成31年4月10日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 野 木 三 司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 小西智恵子 生涯学習課課長 引野雅文

文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

ただ今から「平成31年 第5回京丹後市教育委員会定例会」を開催致します。

30年度も1か月となりました。

中学校では受験シーズンを迎えており、今週は府立高校の中期選抜試験があります。子どもたちは頑張ってきたと思いますので、良い結果が出ることを願っているところで

す。

豊栄小学校と間人小学校の再配置については、これも1か月を切り、今月末の閉校式、4月には新しい「丹後小学校」の開校式があります。式には委員の皆さんにもお世話になりますが、よろしくお願い致します。

現学校再配置の計画では、この再配置をもって終了しますが、今までに再配置を行った学校も含め、保護者や地域の皆さん、そして子どもたちから再配置して良かったと言ってもらえるような学校づくりを引き続き行っていかなければならないと思っています。

保育所関係では、4月から網野みなみ保育所、浅茂川保育所、網野幼稚園を統合し、「網野こども園」が誕生します。これにより市内の全ての町に認定こども園が設置となります。少子化と相反し、低年齢児の入園が増加しているため、現場では苦勞して運営をしてもらっています。国において就学前教育の無償化の方針が出されていますので、今後も入園が増えてくるのではないかと考えており、市では「待機児童ゼロ」を掲げていますので、その取組みも引き続き進めなければいけないと思っています。

先週3月議会が招集されました。

新年度予算を提案していますが、市全体の財政状況が厳しい中、教育委員会に関係する予算については、途中ヶ丘公園陸上競技場の整備という大型事業はありますが、全体として大変厳しい状況となっています。どのような状況にあっても、まちづくりの基本

は人づくりにあるということには変わりありませんので、事務局と現場が一体となって、取組みを進めていきたいと考えています。

また、今議会でも一般質問が多く予定されています。新学習指導要領やプログラミング教育、子どもの貧困対策、利用料の引上げに関連して公民館活動などについては、複数の議員から質問が出されており、関心が高いと思います。その他の質問も含め、適切な答弁に努めていきたいと考えています。

本日は、「京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について」をはじめ7議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

それでは、平成31年第2回教育委員会（2月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

〈吉岡教育長〉

以上です。ご質問等ありましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

はじめに、議案第17号、議案第18号、議案第19号の3議案は、いずれも京丹後市立幼稚園条例廃止に関わっての議案であり、一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

ご異議なしと認めます。よって議案第17号「京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について」、議案第18号「京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について」、議案第19号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」の3議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第17号から議案第19号は関連していますので、一括して説明させていただきます。これらの3議案は、平成31年4月1日から網野幼稚園が網野こども園となり、京丹後市立幼稚園条例が廃止されることから、関係規則等の廃止及び改正を行うもので、第17号は関係規則、第18号は関係告示、第19号は関係訓令に関する改正になります。

最初に、議案第17号「京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について」説明をさせていただきます。

こちらの方が関係規則の廃止及び改正に伴う議案となっています。

廃止及び改正する規則は、京丹後市教育委員会事務局組織規則、京丹後市教育委員会職員補職名規則、京丹後市教育支援委員会規則、京丹後市就学援助に関する規則、京丹後市立幼稚園条例施行規則、京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則、京丹後市指導主事の任命等に関する規則、京丹後市立保育所と京丹後市立幼稚園を併設する施設の名称等に関する規則、京丹後市就学前からの小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、幼稚園、認定こども園及び学校の総称に関する規則、の9本になります。

新旧対照表をご覧ください。

2ページになります。京丹後市教育委員会事務局組織規則の第3条第3号子ども未来課のイ幼保こども係の「(キ)幼稚園の預かり保育事業に関すること」、この部分を削り、以下(ク)を(キ)とし、それ以下を繰り上げることとしています。

3ページをご覧ください。京丹後市教育委員会職員補職名規則の第2条補職名の中の「主任教諭、教諭、助教諭」を削ります。

京丹後市教育支援委員会規則の第3条組織の第1項第2号の中の「認定こども園」を、「及び認定こども園」とし、「幼稚園」を削るという形になっています。

5ページにお進みください。京丹後市就学援助に関する規則第8条第2項の文中にあります、「幼稚園長」を削ることになっています。

京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の第2条対象校のうちの、「第1号網野幼稚園」を削って、第2号を第1号とし、それ以下を繰り上げるという形になっていきますし、第4条業務のところでも第1号の「京丹後市立幼稚園の園児及び」という部分を削ることとしています。

7ページになります。京丹後市指導主事の任命等に関する規則のうち、第5条の文中にあります、「幼稚園」という箇所を2か所削ります。

8ページになります。京丹後市就学前からの小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、幼稚園、認定こども園及び学校の総称に関する規則の、まず題名の部分から「幼稚園」を削り、第1条趣旨の文中にあります、「幼稚園」を「認定こども園」というふうに変えます。

第2条定義の「第2号 幼稚園、京丹後市立幼稚園条例（平成16年京丹後市条例109号）第2条に規定する幼稚園をいう。」を削り、以降第3号を第2号としてそれぞれ繰り上げることとしています。

9ページをご覧ください。第3条の表中総称の網野学園の学校等の名称の「京丹後市立網野みなみ保育所」、「京丹後市立浅茂川保育所」、「京丹後市立網野幼稚園」を削り、網野学園の冒頭に、「京丹後市立網野こども園」というふうに入れさせていただいています。

これらの改正につきましては、附則ですべて平成31年4月1日から施行するとしています。

続いて議案第18号「京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について」説明をさせていただきます。

こちらは、関係告示の廃止及び改正を行うものです。

廃止及び改正する告示は、京丹後市立学校教職員結核管理規定、京丹後市立学校評議員設置規程、京丹後市子ども安心パトロール車設置運行規程、京丹後市スクールバス運行管理規程、京丹後市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱、京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱、京丹後市病後児保育事業実施要綱、の7本になります。

新旧対照表をご覧ください。

まず1ページです。京丹後市立学校教職員結核管理規程の第1条目的の文中にあります、「幼稚園及び」を削ることとしています。

2ページにお進みください。京丹後市立学校評議員設置規程第2条設置の中の「、幼稚園」を削ることとしています。

3ページにお進みください。京丹後市子ども安心パトロール車運行規程の第2条維持管理及び配置の文中にあります「幼稚園」を削ることと、第4条運転者の第1号中の「幼稚園」を削ることとしています。

4ページにお進みください。京丹後市スクールバス運行管理規程の第3条運行の範囲の中にあります、「幼稚園、」という部分と「通園、」という部分を削ります。

5ページにお進みください。京丹後市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱第3条第2項第3号の「市立幼稚園長」という部分を削りまして、第4号を第3号にくり上げて

以降すべて繰り上げることとしています。

6 ページにお進みください。こちらは、京丹後市病後児保育事業実施要綱の様式第 1 号の表の中の、「幼稚園」と書いてある部分を削ることとしています。

こちらの方も、いずれも附則で、施行期日は平成 31 年 4 月 1 日にしています。

最後に議案第 19 号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」説明をさせていただきます。

こちらは訓令の改正を行う議案となっています。

新旧対照表をご覧ください。

第 10 条監督者の責務というところにあります「、市立幼稚園にあつては幼稚園長とし、」という部分を削ります。

第 12 条相談体制の整備の第 1 号と第 3 号の「、幼稚園」という部分を削ることとしています。

こちらの方も、施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日としています。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

—休憩中—

<吉岡教育長>

休憩を閉じて、再開をします。

<吉岡教育長>

議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号の 3 議案を説明させていただきました。

まず、議案第 17 号「京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第18号「京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<田村委員>

新旧対照表の4ページの、スクールバスの運行の範囲なのですが、これはもう小学校、中学校に限るといような書き方になるのですが、こども園に対してもバスというのは一切動いていない状況なのではないでしょうか。

<小西子ども未来課長>

運行内容につきましては、保育所の統合の部分に係る分で、スクールバスは運行しています。

<田村委員>

別項目で規定があるということですか。

<小西子ども未来課長>

はい。認定こども園というところで、バスは運行しています。

<田村委員>

わかりました。

<吉岡教育長>

次に、議案第19号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

全体を通して、ご質問、ご意見ございませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

議案第17号「京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第18号「京丹後市立幼稚園条例の廃止に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第19号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第20号「京丹後市立学校管理運営規則及び京丹後市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第20号「京丹後市立学校管理運営規則及び京丹後市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）において学校教育法の一部が改正されたことによるもので、情報通信技術の進展等により児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる小学校、中学校等の教育課程の一部において、紙の教科用図書に代えて電磁的記録教材（いわゆるデジタル教科書）を使用することができるなど、所要の措置が講じられたことに伴い、法との整合を図るため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

1ページになります。第10条「教科用図書」という見出しを「教科用図書等」に改めます。

第10条の文中の「第9条」を「第9条第1項」に改正します。

新たに第2項を設け、「学校において使用する教科用図書代替教材（学校教育法第34条第2項（同法第49条及び附則第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する教材をいう。）は、教育委員会が決定するものとする。」というのを加えます。

なお、附則で、この規則の施行日は学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号の施行の日（平成31年4月1日）としています。

次に、「京丹後市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則」の新旧対照表をご覧ください。

第1条の文中の「第9条」を「第9条第1項」に改正します。

また、「以外の図書その他」を「並びに同法34条第2項（同法第49条及び附則第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する教材以外」に改めます。

こちらの方も、附則で、施行日の方は学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号の施行の日（平成31年4月1日））としています。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第20号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<吉岡教育長>

附則の規定ですが、この法律名をわざわざ入れなければならない理由は何ですか。「平成31年4月1日から施行する」ではいけないのですか。

<松本学校教育課長>

特にこの文言を入れなければならないという理由はないと思っておりますが、整合性を図るという部分で、学校教育法等の一部の改正の法律にそって変えるということを意図にして表記しているということです。

<吉岡教育長>

この法律はもう改正されているのですか。まだこれから改正されるのですか。

<松本学校教育課長>

改正する法律は、もう公布されています。施行が平成31年4月1日ということです。

<吉岡教育長>

書いてあっても間違いではないが、書く必要ないですね。書いてあること自体は間違いではないが。

<安達委員>

この法律は、新しいデジタル教科書の使用の範囲のみで、今までの教材に関しては、各学校が決めて届出をしたら使用はできるということで良いのでしょうか。

<松本学校教育課長>

おっしゃるとおりです。

<野木委員>

最初に説明があったのですが、もう一度教えてください。

教科用図書の代替教材という、そのものは具体的にどんなものがあるのでしょうか。

<松本学校教育課長>

ここで言う代替教材というのは、いわゆる「デジタル教科書」を指すものです。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第20号「京丹後市立学校管理運営規則及び京丹後市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第21号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第21号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、平成31年度から網野地域で幼稚園と保育所を統合して新しく網野こども園として運営をはじめ、また、学校再配置にて新しく丹後小学校がスタートします。幼稚園の廃止、こども園・保育所・小学校の数の変化に伴い公印規程を改正するもので

す。

新旧対照表をご覧ください。

別表1 1 庁印のひながた番号3になります。京丹後市立学校印と同じく番号4の京丹後市立学校印（表彰）の個数を「24」から「23」に改正します。

一番下、ひながた番号9と、次のページになりますが10の幼稚園に関する公印を削除します。

ひながた番号12の京丹後市立保育所印の個数を「7」から「5」に改正します。

その下になります、ひながた番号13と14のこども園に関する公印の個数を「5」から「6」に改正します。京丹後市立学校給食センター印のひながた番号、今は「11」ですが、幼稚園関係を2つ削ったために、ここのひながた番号を「9」に変えて、それ以降の番号を2つずつ繰り上げることとします。

2の職印でも同じ理由で改正をすることとしています。ひながた番号5の京丹後市立学校長印の個数を「24」から「23」にします。

1枚めくっていただきまして、ひながた番号10、幼稚園に関することですのでこちらを削除します。

ひながた番号13の保育所印の個数を「7」から「5」に改正しまして、ひながた番号14のこども園長の個数を「5」から「6」に改正させていただいて、京丹後市立学校給食センター印のひながた番号「11」を、1つ幼稚園を削りましたので「10」にし、以降のひながた番号を1つずつ繰り上げるという改正をさせていただきます。

なお、施行期日は、附則で平成31年4月1日としていますし、別表第2の庁印のイメージと言うか、そちらの番号につきましても、今説明させていただいたことと整合するように削除し、番号も改正することになっています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第21号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第21号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第22号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします

<横島教育次長>

議案第22号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

京丹後市指定文化財等補助金交付要綱には、告示の失効が規定されており、現行の要綱では、平成31年3月31日となっています。平成30年度補助金等見直し委員会での審査の結果、5年間延長することになったことを受け、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

附則3（この告示の失効）の現状では「平成31年3月31日」となっていますところを、「平成36年3月31日」に改正するものです。

なお、施行期日は、附則で平成31年3月30日としています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第22号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

5年間の延長という、5年になった根拠は何かあるのですか。

<吉田文化財保護課長>

この要綱そのものが妥当かどうか、5年ごとに審査するという内容で、この制度が必要だろうという判断のもとでやっています。全体的に5年を審査期間としています。

<安達委員>

わかりました。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第22号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第23号「京丹後市教育振興計画策定委員会設置要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第23号「京丹後市教育振興計画策定委員会設置要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、教育振興計画の見直しを行うため、所掌事項の追加を行うため、また、京丹後市幼稚園条例の廃止に伴う、京丹後市教育振興計画策定委員会設置要綱を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条所掌事項の第1号の策定の後に「及び見直し」を加えます。

第3条組織第2項の第4号の市内の後の「幼稚園、」を削ります。

次のページ、第5条役員の第4項「副会長」を「副委員長」へ文言修正を行います。

なお、附則で、この告示の施行日を平成31年4月1日としています。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第23号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

新旧対照表の2ページで、現行が副会長となっていて、それが副委員長と訂正されていますが、会長・副会長という職が改定後はなくなるということですか。

<岡野教育総務課長>

この部分については、副会長という職はなく、副委員長という職しかないので、記載が間違っていたということです。

<野木委員>

そうですと、最終ページの一番下の段にある、第5条の4も、副会長とありますが、これは副委員長ということになるのでしょうか。

<岡野教育総務課長>

そのとおりです。

<吉岡教育長>

最後の資料は現行の要綱を参考に付けています。

<野木委員>

わかりました。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第23号「京丹後市教育振興計画策定委員会設置要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

続いて4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次致します。

(1) 諸報告

<横島教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

① 3月学校行事予定について

② 3月こども園・幼稚園・保育所行事予定について

<生涯学習課>

① 平成31年京丹後市成人式について(3/17)

② 第1回全国高等学校カヌー長距離選手権大会について(3/23~24)

<吉岡教育長>

全体をとおして、何かご質問等がありませんか。

<吉岡教育長>

以上で第5回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

<閉会 午前10時45分>

[3月臨時会 平成31年3月12日(火) 午後7時00分から]